

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）実施方針の変更に係る新旧対照表

令和7年3月26日に公表した上記事業の実施方針の主な変更内容は次のとおりである。
なお、変更にあたり、字句や文章表現の変更等の軽微な変更については、本表の記載を割愛する。

No.	頁	該当項目								変更前（令和7年3月26日公表）	変更後																												
		章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名																														
1	1	1	1	(4)					事業の目的	(略) 開設から47年以上が経過した現在では、施設の老朽化が進んでいる。	(略) 開設から49年以上が経過した現在では、施設の老朽化が進んでいる。																												
2	2	1	1	(7)					事業スケジュール（予定）	<table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和8年3月</td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td>令和8年4月</td><td>仮契約の締結</td></tr><tr><td>令和8年7月</td><td>事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）</td></tr><tr><td>令和8年7月～</td><td>設計施工</td></tr><tr><td>令和13年度</td><td>新市場の開業</td></tr><tr><td>令和15年度</td><td>市場エリア完成</td></tr></table>	時期	内容	令和8年3月	基本協定の締結	令和8年4月	仮契約の締結	令和8年7月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	令和8年7月～	設計施工	令和13年度	新市場の開業	令和15年度	市場エリア完成	<table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和8年10月</td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td>令和8年10月</td><td>仮契約の締結</td></tr><tr><td>令和8年12月</td><td>事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）</td></tr><tr><td>令和8年12月～</td><td>設計施工</td></tr><tr><td>令和13年度</td><td>新市場の開業</td></tr><tr><td>令和15年度</td><td>市場エリア完成</td></tr></table>	時期	内容	令和8年10月	基本協定の締結	令和8年10月	仮契約の締結	令和8年12月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	令和8年12月～	設計施工	令和13年度	新市場の開業	令和15年度	市場エリア完成
時期	内容																																						
令和8年3月	基本協定の締結																																						
令和8年4月	仮契約の締結																																						
令和8年7月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）																																						
令和8年7月～	設計施工																																						
令和13年度	新市場の開業																																						
令和15年度	市場エリア完成																																						
時期	内容																																						
令和8年10月	基本協定の締結																																						
令和8年10月	仮契約の締結																																						
令和8年12月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）																																						
令和8年12月～	設計施工																																						
令和13年度	新市場の開業																																						
令和15年度	市場エリア完成																																						
3	2	1	1	(8)	キ				業務範囲	備品調達・処分業務	備品調達業務																												
4	2	1	1	(9)					受注者の収入	(略) なお、本事業では強い農業づくり総合支援交付金の交付を受けることを想定している。	(略) なお、本事業では卸売市場緊急整備事業交付金の交付を受けることを想定している。																												

No.	頁	該当項目								変更前（令和7年3月26日公表）	変更後
		章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名		
5	4	2	2	(1)					受注者の募集及び選定のスケジュール	あ	
										日程（予定）	受注者選定手順
										令和7年3月26日（水）	実施方針及び要求水準書（案）（以下「 <u>実施方針等</u> 」という。）の公表
										令和7年4月8日（火）	実施方針等に関する説明会及び現地説明会
										令和7年4月18日（金）～令和7年4月22日（火）	実施方針等に関する個別対話
										令和7年5月7日（水）	実施方針等に関する質問及び意見の受付締切
										令和7年5月23日（金）	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表
										令和7年6月	特定事業の選定及び公表
										（新設）	（新設）
										（新設）	（新設）
										令和7年7月	入札公告及び入札説明書等の公表
										令和7年7月	入札説明書等に関する説明会及び現地説明会
										令和7年7月	入札説明書等に関する質問受付期限
										令和7年8月	入札説明書等に関する質問への回答の公表
										令和7年8月	入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付期限
										令和7年8月	入札参加資格審査結果の通知
										令和7年8月	入札説明書等に関する個別対話の申込期限
										令和7年9月	入札説明書等に関する個別対話の実施
										令和7年11月	入札提案書及びV E提案書の受付
										令和7年12月	入札提案書及びV E提案書に関するヒアリング
										令和7年12月	V E提案書に関する回答送付
										令和7年12月	入札書及び改善された入札提案書の受付
										令和8年2月	改善された入札提案書に関する個別プレゼンテーション
										令和8年3月	落札者の決定及び公表
										令和8年3月	基本協定の締結
										令和8年4月	仮契約の締結
										令和8年7月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）
										日程（予定）	受注者選定手順
										令和7年3月26日（水）	実施方針及び要求水準書（案）の公表
										（削除）	（削除）
										（削除）	（削除）
										（削除）	（削除）
										（削除）	（削除）
										令和7年6月24日（火）	特定事業の選定及び公表
										令和8年7月3日（金）	実施方針（変更）の公表
										令和8年7月上旬	特定事業の選定（変更）及び公表
										令和8年7月上旬	入札公告及び入札説明書等の公表
										令和8年7月中旬	入札説明書等に関する説明会及び現地説明会
										令和8年7月下旬	入札説明書等に関する質問受付期限
										令和8年8月上旬	入札説明書等に関する質問への回答の公表
										令和8年8月中旬	入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付期限
										令和8年8月下旬	入札参加資格審査結果の通知
										（削除）	（削除）
										（削除）	（削除）
										（削除）	（削除）
										（削除）	（削除）
										（削除）	（削除）
										令和8年8月下旬	入札書及び入札提案書の受付
										令和8年9月下旬	入札提案書に関する個別プレゼンテーション
										令和8年10月	落札者の決定及び公表
										令和8年10月	基本協定の締結
										令和8年10月	仮契約の締結
										令和8年12月	事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

No.	頁	該当項目								変更前（令和7年3月26日公表）	変更後
		章	1	（1）	ア	（ア）	a	（a）	項目名		
6	5	2	2	（2）					実施方針等に関する説明会及び現地説明会	<u>（2）実施方針等に関する説明会及び現地説明会</u> <u>実施方針等に関する説明会及び現地説明会は、次のとおり行う。</u> <u>ア．会場・日時</u> <u>奈良県中央卸売市場 管理棟3階 大会議室</u> <u>令和7年4月8日（火） 午前9時30分</u> <u>実施方針等に関する説明会終了後、続けて現地説明会を行う。</u> <u>イ．説明会参加申込書の受付</u> <u>参加希望者は「実施方針等に関する説明会及び現地説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業） 説明会参加申込書」と記載すること。</u> <u>なお、電子メール送信後、提出者は説明会参加申込書を送信した旨を「第2章2.（2）エ．送付先」まで電話連絡を行い、説明会参加申込書の到達を確認すること。</u> <u>ウ．受付期間</u> <u>令和7年3月26日（水）～令和7年4月4日（金） 午後5時まで</u> <u>エ．送付先</u> <u>奈良県 食農部 中央卸売市場再整備推進室</u> <u>〒639-1123 奈良県大和郡山市筒井町957-1</u> <u>電話番号：0743-56-7004</u> <u>Eメールアドレス：ichiba-</u> <u>saiseibi@office.pref.nara.lg.jp</u>	（削除）

No.	頁	該当項目								変更前（令和7年3月26日公表）	変更後
		章	1	（1）	ア	（ア）	a	（a）	項目名		
7	6	2	2	（3）					実施方針等に関する個別対話	<u>（3）実施方針等に関する個別対話</u> <u>実施方針等に関する十分な意思疎通を図ることを目的として、実施方針等に関する民間事業者との個別対話の場を設ける。</u> <u>ア．会場・日時</u> <u>奈良県中央卸売市場 管理棟2階</u> <u>令和7年4月18日（金）～令和7年4月22日（火）</u> <u>イ．個別対話参加申込書の受付</u> <u>参加希望者は「実施方針等に関する個別対話参加申込書」（様式2）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを「第2章2.（2）エ．送付先」まで電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業） 個別対話参加申込書」と記載すること。</u> <u>なお、電子メール送信後、提出者は個別対話参加申込書を送信した旨を「第2章2.（2）エ．送付先」まで電話連絡を行い、個別対話参加申込書の到達を確認すること。</u> <u>ウ．受付期間</u> <u>令和7年3月26日（水）～令和7年4月11日（金）午後5時まで</u>	（削除）

No.	頁	該当項目								変更前（令和7年3月26日公表）	変更後
		章	1	（1）	ア	（ア）	a	（a）	項目名		
8	6	2	2	（4）					実施方針等に関する質問及び意見の受付	<u>（4）実施方針等に関する質問及び意見の受付</u> 実施方針等に関する質問及び意見の受付は、次の手順により行う。 <u>ア．質問及び意見の方法</u> 質問及び意見は、「実施方針等に関する質問書」（様式3）・「実施方針等に関する意見書」（様式4）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを「第2章2．（2）エ．送付先」まで電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業） 質問書等」と記載すること。 なお、電子メール送信後、提出者は質問書・意見書を送信した旨を「第2章2．（2）エ．送付先」まで電話連絡を行い、質問書・意見書の到達を確認すること。 また、下記に示す受付期間に未着の場合は質問・意見がなかったものとみなす。 <u>イ．受付期間</u> 令和7年3月26日（水）～令和7年5月7日（水） 午後5時まで <u>ウ．質問及び意見への回答の公表</u> 提出された質問及び意見への回答は、県ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものについては公表しない。 公表日 令和7年5月23日（金）（予定） ※質問及び意見の内容等によっては公表が遅れる場合がある。その場合、改めて県ホームページで公表日を提示する。	（削除）
9	7	2	2	（5）					特定事業の選定及び公表	<u>（5）</u> 特定事業の選定及び公表	<u>（2）</u> 特定事業の選定及び公表
10	7	2	2	（6）					入札公告及び入札説明書等の公表	<u>（6）</u> 入札公告及び入札説明書等の公表	<u>（3）</u> 入札公告及び入札説明書等の公表
11	7	2	2	（7）					入札説明書等に関する説明会及び現地説明会	<u>（7）</u> 入札説明書等に関する説明会及び現地説明会	<u>（4）</u> 入札説明書等に関する説明会及び現地説明会
12	7	2	2	（8）					入札説明書等に関する質問の受付、回答	<u>（8）</u> 入札説明書等に関する質問の受付、回答	<u>（5）</u> 入札説明書等に関する質問の受付、回答
13	7	2	2	（9）					入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付、結果の通知	<u>（9）</u> 入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付、結果の通知	<u>（6）</u> 入札参加表明書及び入札参加資格審査の受付、結果の通知

No.	頁	該当項目								変更前（令和7年3月26日公表）	変更後
		章	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目名		
14	7	2	2	(10)					入札説明書等に関する個別対話	<u>(10) 入札説明書等に関する個別対話</u> 県は、入札説明書等に関する質問回答に加え、入札参加資格審査結果の通知により、入札参加資格の確認を受けた者（以下「入札参加者」という。）の本事業に対する理解をより深め、入札参加者の創意工夫を引き出すとともに、提案書類作成の検討の方向性や具体化への一助とすることを目的に「入札説明書等に関する個別対話」を実施する。 なお、「入札説明書等に関する個別対話」は、入札参加者のうち、実施を希望する者に対して行うものとする。実施方法等は入札説明書等により提示する。	(削除)
15	7	2	2	(11)					入札提案書及びV E 提案書の受付、ヒアリング、回答	<u>(11) 入札提案書及びV E 提案書の受付、ヒアリング、回答</u> 入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提案書を提出すること。また、入札参加者のうち、V E（※）にあたる提案がある場合はV E 提案書を提出すること。その後、入札参加者と個別にヒアリングを行い、県はV E にあたる提案の適否について、個別に回答する。実施方法等は入札説明書等により提示する。 ※V E（Value Engineering）とは、機能を低下させずにコストを低減できる手段又はコストを上げずに機能を向上させる手段を採用することにより、コスト縮減や機能・品質の向上を図る取り組みである。	(削除)
16	8	2	2	(12)					入札書及び改善された入札提案書の受付	<u>(12) 入札書及び改善された入札提案書の受付</u> 入札参加者は、入札書及び <u>(11)</u> の内容を踏まえ、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提案書（以下「 <u>改善された入札提案書</u> 」という。）を提出すること。	<u>(7) 入札書及び入札提案書の受付</u> 入札参加者は、入札書及び本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提案書（以下「 <u>入札提案書類</u> 」という。）を提出すること。
17	8	2	2	(13)					改善された入札提案書に関する個別プレゼンテーション	<u>(13) 改善された入札提案書に関する個別プレゼンテーション</u> <u>改善された入札提案書を提出した者は、</u> (略)	<u>(8) 入札提案書に関する個別プレゼンテーション</u> 入札提案書を提出した者は、(略)
18	8	2	2	(14)					落札者の決定及び公表	<u>(14) 落札者の決定及び公表</u> 審査部会にて、入札参加者からの <u>入札書及び改善された入札提案書</u> （以下「 <u>入札提案書類</u> 」という。）を審査し、(略)	<u>(9) 落札者の決定及び公表</u> 審査部会にて、入札参加者からの <u>入札提案書類</u> を審査し、(略)
19	8	2	2	(15)					基本協定の締結	<u>(15) 基本協定の締結</u>	<u>(10) 基本協定の締結</u>
20	8	2	2	(16)					仮契約の締結	<u>(16) 仮契約の締結</u>	<u>(11) 仮契約の締結</u>
21	8	2	2	(17)					事業契約の締結	<u>(17) 事業契約の締結</u>	<u>(12) 事業契約の締結</u>
22	10	2	3	(2)	ア	(コ)				<u>(コ) 入札参加表明書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成企業の変更を原則としてしないこと。ただし、入札参加表明書等提出後に入札参加グループの代表構成企業以外の構成企業が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした若しくはなされたこと又は県から入札参加停止を受けたことにより入札参加資格を失った場合、その他県がやむを得ないと認めた場合において、入札提案書類の提出日の4日前までに県と協議を行い、構成企業を補充する等を行い、改めて入札参加表明書等を提出し、入札提案書類の提出日までに入札参加資格の確認を受けたときは、この限りでない。</u>	(削除) ※左記内容を記載する項目を変更 「第2章3(4)入札参加者の変更」を新設(No.23)

No.	頁	該当項目								変更前（令和7年3月26日公表）	変更後
		章	1	（1）	ア	（ア）	a	（a）	項目名		
23	13	2	3	（4）					入札参加者の変更	（新設）	（4）入札参加者の変更 入札参加表明書等により参加の意思を表明した入札参加グループの構成企業の変更は原則として認めない。 また、入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者が、入札参加資格確認基準日以降、落札者決定の日までに入札参加者の入札参加資格要件を欠く事態に至った場合には、原則として当該入札参加者は失格とする。 ただし、次のア．又はイ．に該当する場合は県と協議することができる。 ア．入札参加表明書等の提出日から開札日の4日前まで 代表構成企業以外の構成企業が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした若しくはなされたこと又は県から入札参加停止を受けたことにより入札参加資格を失った場合、その他県がやむを得ないと認めた場合において、開札日の4日前までに県と協議を行い、構成企業を補充する等を行い、改めて入札参加表明書等を提出し、入札提案書類の提出日までに入札参加資格の確認を受けたとき。 イ．開札日の翌日から落札決定の日まで 代表構成企業以外の構成企業が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした若しくはなされたこと又は県から入札参加停止を受けたことにより入札参加資格を失った場合、その他県がやむを得ないと認めた場合において、県が別途指定する期間内に当該構成企業を変更し、提案内容の継続性を担保するために必要な措置を講じたとき。
24	20	8	1						議会の議決	<u>令和8年6月</u> 定例奈良県議会	<u>令和8年12月</u> 定例奈良県議会